

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 28 日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則 4—9）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「印」を削る。

様式第 2 号中「（第 48 条、第 61 条項関係）」を「（第 48 条、第 61 条関係）」に改め、「印」を削る。

様式第 3 号及び様式第 6 号中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。